

物品等又は役務の名称及び数量	AIターミナルシステム改造補助業務				
契約責任者の氏名、組織の名称及び所在地、法人番号	神奈川県横須賀市長瀬三丁目一番一号 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所長 河合 弘泰 (法人番号5012405001732)				
契約を締結した日	令和5年9月26日				
契約の相手方の氏名及び住所、法人番号	(住所) 東京都港区東新橋1-5-2 (氏名) (法人番号 1020001071491) 富士通株式会社				
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、国土交通省港湾局によるAIを用いたコンテナターミナルの運用の効率化を図る施策に基づき、開発されているシステム(以後、AIターミナルシステムと呼称する)と、物流シミュレータAutoModを連携させることにより、AIの効果を実際のターミナルの現地試験に代わって検証するための試行を行うための補助業務である。本業務により、わが国のコンテナターミナルの国際競争力のためのデジタルツイン化の研究に資するものである。</p> <p>本業務を実施するにあたっては、AIターミナルシステムとAutoModのデータの交換について、プログラムレベルによる試行、検討、開発が必要である。AIターミナルシステムについては、昨年度までに富士通株式会社が国土交通省から委託を受け、システムの構築を行ってきたところである。本業務におけるAIターミナルシステムについて、対象港である博多港のターミナルオペレーションシステムと連携した動作を可能とするため、一部機能の改造が必要である。また、AutoModとの連携を行うために、AIターミナルシステムのデータ出力機能等の一部改造が必要である。</p> <p>このため、本業務の効率的な実施にあたっては、AIターミナルシステムの構築をしている者による実施が適当である。富士通株式会社は、これまでに構築されてきたAIターミナルシステムとの連続性を保てる唯一の業者であり、当該事業者以外実施は困難である。</p> <p>よって、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第53条第1項(1)のホ「研究開発、実験等の成果の連続性、接続性の確保のため、契約の相手方が一に限定されているとき」及びソ「電算システムのプログラムの改良又は保守であって、互換性の確保のために契約相手方が一に限定されるとき、または、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該システム開発者に行わせるとき」及びキ「研究所の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるとき。」に該当するので、富士通株式会社と随意契約を行うものである。</p>				
契約金額 (消費税込)	¥27,280,000.-	予定価格 (消費税込)	¥27,280,000.-	落札率	100.0%
再就職した役員数		備考			

(備考)

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。